

改正案

現行

第一条から第十四条まで（現行のとおり） （消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出の様式等） 第十四条の二（現行のとおり） 2（現行のとおり）			第一条から第十四条まで（略） （消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出の様式等） 第十四条の二（略） 2（略）		
区	分	図	区	分	図
消防用設備等		消防用設備等の設置に係る当該設備等に関する図書で省令第三十一条の三第一項第一号イ及びロに掲げるもの並びに消防用設備等試験結果報告書	消防用設備等		消防用設備等が設置される防火対象物の概要表、消防用設備等の概要表、消防用設備等の設置に係る図書及び消防用設備等試験結果報告書
特殊消防用設備等		特殊消防用設備等の設置に係る当該設備等に関する図書で省令第三十一条の三第一項	特殊消防用設備等		特殊消防用設備等の設置に係る図書、特殊消防用設備等試験結果報告書、設備等設置維持
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出の様式等） 第十四条の三（現行のとおり） 2（現行のとおり）			（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出の様式等） 第十四条の三（略） 2（略）		
区	分	図	区	分	図
消防用設備等		消防用設備等の工事の設計に関する図書で省令第三十三条の十八第一号イからハまでに掲げるもの	消防用設備等		消防用設備等が設置される防火対象物の概要表並びに消防用設備等の概要表及び工事の設計に関する図書
特殊消防用設備等		特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書で省令第三十三条の十八第一号イからハまでに掲げるもの、設備等設置維持計画（法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画をいう。以下同じ。）、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類	特殊消防用設備等		特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画（法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画をいう。以下同じ。）、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類

	第一号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画並びに特殊消防用設備等試験結果報告書
第十五条から第二十六条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第二号様式の五まで（現行のとおり）	
	計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類
第十五条から第二十六条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略） 別記第一号様式から第二号様式の五まで（略）	

別記第11号様式の用紙11（第11条の4の7関係）

第2号様式の5の2（第11条の4の7関係）

特定大規模催しに係る指定通知書	
第	号
年	月 日
宛	
東京消防庁 消防総監（消防署長）	
火災予防条例第55条の3の8第1項の規定に基づき下記のとおり特定大規模催しに係る指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。	
記	
催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定の理由	
備考	

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格A列4番）

別記第11号様式の用紙11（第11条の4の7関係）

第2号様式の5の2（第11条の4の7関係）

特定大規模催しに係る指定通知書	
第	号
年	月 日
宛	
東京消防庁 消防総監（消防署長）	
火災予防条例第55条の3の8第1項の規定に基づき下記のとおり特定大規模催しに係る指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。	
記	
催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定の理由	
備考	

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- この処分については、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格A列4番）

別記第11号様式の五の三及び第11号様式の六（現行のとおり）
別記第11号様式の七（第11条の13関係）

第2号様式の7(第11条の13関係)

	第 年	月	号 日
宛			
東京消防庁			
消防總監			
火災予防上不適当な行為の是正勧告書			
あなたが行っている行為は、火災予防条例第55条の5の5第2項の規定に違反すると認められるので、同条例第55条の5の7の規定により、下記のとおり勧告します。			
なお、勧告に従わない場合には、同条例第55条の5の8第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。			
記			
1 火災予防上不適当な行為の内容			
2 火災予防上不適当な行為と認められる理由			
3 勧告事項			
4 履行期限			
年 月 日			

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の五の三及び第11号様式の六（略）
別記第11号様式の七（第11条の13関係）

第2号様式の7(第11条の13関係)

	第 年	月	号 日
あて			
東京消防庁			
消防總監			
火災予防上不適当な行為の是正勧告書			
あなたが行っている行為は、火災予防条例第55条の5の5第2項の規定に違反すると認められるので、同条例第55条の5の7の規定により、下記のとおり勧告します。			
なお、勧告に従わない場合には、同条例第55条の5の8第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。			
記			
1 火災予防上不適当な行為の内容			
2 火災予防上不適当な行為と認められる理由			
3 勧告事項			
4 履行期限			
年 月 日			

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の八（第十一條の十五関係）

第2号様式の8（第11條の15関係）

	第 年	月	号 日
宛 _____			
東京消防庁 消防總監			

火災予防条例に基づく意見陳述の機会の付与について			
あなたは、火災予防条例第55條の5の7の規定による是正勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に係る事項を是正していないと認められますので、同条例第55條の5の8第1項の規定による公表を下記により予定しています。 については、同条例第55條の5の8第2項及び火災予防条例施行規則第11條の15の規定により、意見を述べ、証拠を提示する機会を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。			
記			
1 予定される公表の内容及び根拠となる条例等の条項			
2 公表の原因となる事実			
3 意見書の提出先及び提出期限			
注意事項 1 代理人を選任することができます。代理人を選任した場合、代理人は意見書提出期限までに代理権を証明する書面を提出してください。 2 代理人は、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができます。 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。 4 消防總監が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。 5 やむを得ない事情がある場合は、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができます。 6 連絡先			

（日本産業規格A列4番）

別記第11号様式の八（第十一條の十五関係）

第2号様式の8（第11條の15関係）

	第 年	月	号 日
あて _____			
東京消防庁 消防總監			

火災予防条例に基づく意見陳述の機会の付与について			
あなたは、火災予防条例第55條の5の7の規定による是正勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に係る事項を是正していないと認められますので、同条例第55條の5の8第1項の規定による公表を下記により予定しています。 については、同条例第55條の5の8第2項及び火災予防条例施行規則第11條の15の規定により、意見を述べ、証拠を提示する機会を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。			
記			
1 予定される公表の内容及び根拠となる条例等の条項			
2 公表の原因となる事実			
3 意見書の提出先及び提出期限			
注意事項 1 代理人を選任することができます。代理人を選任した場合、代理人は意見書提出期限までに代理権を証明する書面を提出してください。 2 代理人は、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができます。 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。 4 消防總監が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。 5 やむを得ない事情がある場合は、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができます。 6 連絡先			

（日本産業規格A列4番）

別記第11号様式の九（現行のとおり）

別記第11号様式の十（第11条の十九関係）

第2号様式の10（第11条の19関係）

優良防火対象物認定通知書		
		第 年 月 日 号
宛 東京消防庁		
消防署長 _____		
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあつた防火対象物 については、認定基準に適合しているので、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基 づき下記のとおり認定したことを通知します。		
記		
認 定 優 良 防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途 ()項 ()	
認 定 し た 部 分	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認 定 番 号	第 号	
認 定 日 年 月 日	年 月 日	
認 定 失 効 予 定 年 月 日	年 月 日	
特 記 事 項		

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の九（略）

別記第11号様式の十（第11条の十九関係）

第2号様式の10（第11条の19関係）

優良防火対象物認定通知書		
		第 年 月 日 号
宛 東京消防庁		
消防署長 _____		
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあつた防火対象物 については、認定基準に適合しているので、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基 づき下記のとおり認定したことを通知します。		
記		
認 定 優 良 防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途 ()項 ()	
認 定 し た 部 分	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認 定 番 号	第 号	
認 定 日 年 月 日	年 月 日	
認 定 失 効 予 定 年 月 日	年 月 日	
特 記 事 項		

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11条の19関係）

第2号様式の11（第11条の19関係）

優良防火対象物不認定通知書		
		第 年 月 日 号
宛 東京消防庁 消防署長		
年 月 日(受付番号: 第 号)付けで申請のあった防火対象物については、認定基準に適合していないため、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。		
記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	()項 ()
申 請 の あ っ た 部	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認 定 基 準 不 適 合 事 項		
特 記 事 項		

※教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11条の19関係）

第2号様式の11（第11条の19関係）

優良防火対象物不認定通知書		
		第 年 月 日 号
宛 東京消防庁 消防署長		
年 月 日(受付番号: 第 号)付けで申請のあった防火対象物については、認定基準に適合していないため、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。		
記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	()項 ()
申 請 の あ っ た 部	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認 定 基 準 不 適 合 事 項		
特 記 事 項		

※教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分がであったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の十一及び第11号様式の十二（現行のとおり）
別記第11号様式の十四（第十一條の11十四関係）

第2号様式の14(第11条の24関係)

認定優良防火対象物認定取消通知書		
第 年 月 日 号		
宛		
東京消防庁		
消防署長		
年 月 日(認定番号: 第 号)付けで認定した認定優良防火対象物については、火災予防条例第55条の5の14第1項第 号に該当するため、同条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ()項 ()	
認定を受けた 部分	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認定取消 年月日	年 月 日	
認定を取り消す 理由		
特記事項		

※教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の十一及び第11号様式の十二（略）
別記第11号様式の十四（第十一條の11十四関係）

第2号様式の14(第11条の24関係)

認定優良防火対象物認定取消通知書		
第 年 月 日 号		
宛		
東京消防庁		
消防署長		
年 月 日(認定番号: 第 号)付けで認定した認定優良防火対象物については、火災予防条例第55条の5の14第1項第 号に該当するため、同条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ()項 ()	
認定を受けた 部分	☐ 建物全体 ☐ 部分()	
認定取消 年月日	年 月 日	
認定を取り消す 理由		
特記事項		

※教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第二十号様式 (第二十一条関係)

試驗・檢查結果書

		第 年 月 日	
宛		東京消防庁 消防総監	
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりです。			
試験・検査	年 月 日	年 月 日	
	試験・検査の名称		
	試験・検査の種目		
	申請数		
結果			
試験・検査担当者名			

(日本産業規格A列4番)

別記第二十号様式 (第二十一条関係)

試驗・檢 查 結 果 書

		第 年 月 日		号 日	
		あて			
		東京消防庁 消防総監		印	
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりです。					
試験・検査	年 月 日	年 月 日			
	試験・検査の名称				
	試験・検査の種目				
	申請数				
結果					
試験・検査担当者名					

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11+1条関係）

第20号様式の2（第21条関係）

確 認 試 験 結 果 書

			第 年 月 日		
宛			東京消防庁		
			消防総監		
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験結果は、下記のとおりです。					
物 品 名 又 は 商 品 名					
製造会社又は輸入会社		所 在	電 話 （ ）		
		名 称			
試 験	年 月 日	年 月 日			
	試 験 名	①	②	③	
	試 料 数	④	⑤	⑥	
結 果					
試 験 担 当 者 名					

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11+1条関係）

第20号様式の2（第21条関係）

確 認 試 験 結 果 書

			第 年 月 日		
あて			東京消防庁		
			消防総監		
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験結果は、下記のとおりです。					
物 品 名 又 は 商 品 名					
製造会社又は輸入会社		所 在	電 話 （ ）		
		名 称			
試 験	年 月 日	年 月 日			
	試 験 名	①	②	③	
	試 料 数	④	⑤	⑥	
結 果					
試 験 担 当 者 名					

(日本産業規格A列4番)

別記第111号様式から第1111号様式まで（現行のとおり）
別記第1112号様式（第111条関係）

第23号様式(第21条関係)
試験・検査結果証明書

		第 年	月	号 日
宛				
東京消防庁 消防総監				
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりであることを証明します。				
製作者住所・氏名				
製 作 番 号				
試験・検査	受 付 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
	年 月 日	年	月	日
	試験・検査の 名称			
	試験・検査の 種目			
	申 請 数			
	結 果	合	否	
(試験・検査内容)				

(日本産業規格A列4番)

別記第111号様式から第1111号様式まで（略）
別記第1112号様式（第111条関係）

第23号様式(第21条関係)
試験・検査結果証明書

		第 年	月	号 日
あて				
東京消防庁 消防総監		印		
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりであることを証明します。				
製作者住所・氏名				
製 作 番 号				
試験・検査	受 付 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
	年 月 日	年	月	日
	試験・検査の 名称			
	試験・検査の 種目			
	申 請 数			
	結 果	合	否	
(試験・検査内容)				

(日本産業規格A列4番)

別記第11+111号様式①（第11+1条関係）

第23号様式の2（第21条関係）

確 認 試 験 結 果 証 明 書

		第 年 月 日 号
宛		
東京消防庁 消防総監		
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験の結果は、下記のとおりであることを証明します。		
物 品 名 又 は 商 品 名		
試 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
試 験 名	① ② ③	
	④ ⑤ ⑥	
結 果		

（日本産業規格A列4番）

別記第11+111号様式①（第11+1条関係）

第23号様式の2（第21条関係）

確 認 試 験 結 果 証 明 書

		第 年 月 日 号
あて		
東京消防庁 消防総監		印
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験の結果は、下記のとおりであることを証明します。		
物 品 名 又 は 商 品 名		
試 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
試 験 名	① ② ③	
	④ ⑤ ⑥	
結 果		

（日本産業規格A列4番）

別記第11十四号様式及び第11十五号様式（現行のとおり）
別記第11十六号様式（第11十五条関係）

第26号様式(第25条関係)

基準の特例等適用通知書				
第 年 月 日				
宛 東京消防庁 消防署長				
年 月 日(受付番号: 第 号)付で申請のあつた基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。				
記				
防 対 象 火 物	名 称			
	所 在 地			
	建 築 面 積	延 べ 面 積		
	用 途	構 造 ・ 階 層		
特例等適用対象等				
特例等適用の可否				
条 件 又 は 理 由				
備 考				

(注)法令の略称 法:消防法 政令:消防法施行令 省令:消防法施行規則
条例:火災予防条例 条則:火災予防条例施行規則
建基法:建築基準法 建基令:建築基準法施行令
都安例:東京都建築安全条例

※教示

1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(日本産業規格A列4番)

別記第11十四号様式及び第11十五号様式（略）
別記第11十六号様式（第11十五条関係）

第26号様式(第25条関係)

基準の特例等適用通知書				
第 年 月 日				
宛 東京消防庁 消防署長				
年 月 日(受付番号: 第 号)付で申請のあつた基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。				
記				
防 対 象 火 物	名 称			
	所 在 地			
	建 築 面 積	延 べ 面 積		
	用 途	構 造 ・ 階 層		
特例等適用対象等				
特例等適用の可否				
条 件 又 は 理 由				
備 考				

(注)法令の略称 法:消防法 政令:消防法施行令 省令:消防法施行規則
条例:火災予防条例 条則:火災予防条例施行規則
建基法:建築基準法 建基令:建築基準法施行令
都安例:東京都建築安全条例

※教示

1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(日本産業規格A列4番)